

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年5月19日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第18号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第2号中「第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5」を「第72条の4」に改める。

付則第10条（見出しを含む。）中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。